

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年9月25日
【会社名】	株式会社日本エスコン
【英訳名】	E S - C O N J A P A N L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 直江 啓文
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5512)7020(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古川 格
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号
【電話番号】	03(5512)7020(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 古川 格
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 470,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	94,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1 平成21年9月25日開催の取締役会決議によるものであります。

2 振替機関の名称及び住所は下記の通りであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	94,000	470,000,000	235,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	94,000	470,000,000	235,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によっております。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、会社法上の資本組入額の総額は増加する資本金の額の総額であります。

3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係は以下の通りです。

割当予定先の氏名又は名称	王 厚龍	
割当株式数	15,000株	
払込金額	75,000,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪府大阪市中央区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております	

割当予定先の氏名又は名称		王 淑華
割当株式数		30,000株
払込金額		150,000,000円
割当予定先の内容	住所	大阪府大阪市中央区
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

割当予定先の氏名又は名称		株式会社三愛ハウジング
割当株式数		15,000株
払込金額		75,000,000円
割当予定先の内容	住所	大阪市中央区南船場三丁目11番18号 6 階
	代表者氏名	野澤 和佳
	資本金	金1,000万円
	事業の内容	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング
	大株主及び持株比率	王厚龍 52.0% 他4人
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

割当予定先の氏名又は名称	塚本アセットマネジメント株式会社	
割当株式数	15,000株	
払込金額	75,000,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪市中央区南船場三丁目11番18号 6階
	代表者氏名	王 厚龍
	資本金	金5,000万円
	事業の内容	株式、株価指数先物・オプションの取得、保有、運用及び売買 不動産の売買、賃貸及び管理
	大株主及び持株比率	有限会社厚生サービス 74.0% 株式会社正龍観光 25.6% 他 1人
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間に於いて譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。	

割当予定先の氏名又は名称	株式会社正龍アセットマネジメント	
割当株式数	15,000株	
払込金額	75,000,000円	
割当予定先の内容	住所	大阪市中央区南船場三丁目11番18号 6階
	代表者氏名	王 厚龍
	資本金	金 1 億円
	事業の内容	土地・建物の売買、賃貸借、委託管理業務、古物商の営業
	大株主及び持株比率	有限会社厚正サービス 100%
当社との関係	出資関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	中長期的に保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間に於いて譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。	

割当予定先の氏名又は名称		直江 啓文
割当株式数		2,500株
払込金額		12,500,000円
割当予定先の内容	住所	奈良県香芝市
当社との関係	出資関係	当社株式14,121株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社代表取締役
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		長期的に保有する方針であります。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

割当予定先の氏名又は名称		伊藤 貴俊
割当株式数		1,000株
払込金額		5,000,000円
割当予定先の内容	住所	京都市西京区
当社との関係	出資関係	当社株式11株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社常務取締役
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		長期的に保有する方針であります。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確約していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

割当予定先の氏名又は名称		寺内 孝春
割当株数		500株
払込金額		2,500,000円
割当予定先の内容	住所	東京都足立区
当社との関係	出資関係	当社株式21株を有する株主であります。
	取引関係	該当事項はありません。
	人的関係	当社取締役
	その他の関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項		長期的に保有する方針であります。また、割り当てられた新株式を払込期日から2年間において譲渡する場合に直ちに当社及び株式会社ジャスダック証券取引所に書面で報告することを確認していただき、かつ同証券取引所が当該報告の内容及び当該確約を公衆の縦覧に供することに同意していただくことについて、すでに内諾を得ております。

（注1）本第三者割当増資の理由は以下の通りです。

事業再生ADR手続の下における取引金融機関との協議

平成21年6月22日付「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対して事業再生ADR手続の利用申請を行い、同手続における債権者会議において、同手続の対象となるお取引金融機関（以下「ADR対象債権者」といいます。）全員の同意をもって事業再生計画案に対する承認を得、同計画に基づいて、当社の事業の再生を図ることを目指すことといたしました。

事業再生ADR手続におきましては、まず、平成21年7月3日付「事業再生ADR手続の進捗状況に関するお知らせ」において公表しております通り、同日開催された事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議（以下「第1回債権者会議」といいます。）において、事業再生ADR手続の手続実施者が選任された後、借入金元本返済の一時停止の期間を平成21年9月28日まで延長すること、プレディップファイナンスを優先的に取り扱うことのほか、事業再生計画案の協議のための債権者会議（以下「第2回債権者会議」といいます。）を平成21年8月27日に、事業再生計画案の決議のための債権者会議（以下「第3回債権者会議」といいます。）を平成21年9月28日に、それぞれ開催することについてご承認をいただきました。

これを踏まえ、当社は、ADR対象債権者との間において、個別訪問等を通じて弁済スケジュールの変更及び金融支援を含めた事業再生計画案の策定のための協議を進めてきたところです。

公募社債の取扱いに関する社債権者との協議

また、平成21年6月26日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月29日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ」、同月30日付「（訂正）『社債の期限の利益喪失に関するお知らせ』の一部訂正について」及び同年7月13日付「社債の期限の利益喪失に関するお知らせ（経過報告）」にてお知らせしました通り、当社は、当社が発行している公募社債である株式会社日本エスコン第2回無担保社債（社債間限定特約付）（未償還額面総額：50億円）（以下「本件第2回社債」といいます。）、株式会社日本エスコン第1回無担保社債（社債間限定特約付）（未償還額面総額：30億円）（以下「本件第1回社債」といいます。）、及び株式会社日本エスコン2009年7月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（未償還額面総額：33億2,500万円）（以下「本件転換社債」といいます。）、本件国内社債と併せて「本件社債」といいます。）について、いずれも償還期限の到来又は期限の利益の喪失に至りました。これらの本件社債については、その社債権者が事業再生ADR手続のADR対象債権者に含まれないため、当社は、事業再生ADR手続外で、同手続におけるADR対象債権者との協議と併行するかたちで、社債権者との間で本件社債の取扱いについて協議を進め、その弁済計画等について合意することを目指すことといたしました。

本件国内社債につきましては、平成21年7月15日に社債権者説明会を開催した後、同月22日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」及び同月31日付「社債に関する支払猶予のお知らせ」にてお知らせしました通り、同月22日に開催された両社債の各社債権者集会の決議及び同月31日の東京地方裁判所の認可決定をもって、いずれもその全部について、事業再生ADR手続の一時停止期間と同様の同年9月28日まで、その支払を猶予していただくことになりました。

本件転換社債につきましても、平成21年7月23日に社債権者説明会を開催した後、本件第1回社債及び本件第2回社債の支払猶予期間と同様の同年9月28日までその支払を猶予していただくことについて、本件転換社債の各社債権者から個別に同意を取得する作業を進めてまいりました。

これを踏まえ、当社は、事業再生ADR手続におけるADR対象債権者との協議と併行するかたちで、本件社債の社債権者との間においても、個別訪問等を通じて社債の弁済計画等に関する協議を進めてきたところです。

事業再生計画案及び社債弁済計画等に関する協議の進捗状況

このように、当社は、事業再生ADR手続におけるADR対象債権者との間での事業再生計画案に関する協議、及び事業再生ADR手続外における本件社債の社債権者との間での社債の弁済計画等に関する協議を進め、これによって、事業再生ADR手続の第2回債権者会議までにADR対象債権者に提案する事業再生計画案を確定させ、第2回債権者会議において事業再生ADR手続の手続実施者から事業再生計画案に関する意見を述べていただくことを目指してきました。

その後、平成21年8月27日付「事業再生ADR手続の進捗状況及び事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、ADR対象債権者及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるためになお暫くの時間を要する見通しとなったため、平成21年8月27日開催の事業再生ADR手続の第2回債権者会議におきましては、同年9月28日に第2回債権者会議の続会を開催することについて承認をいただきました。このため、平成21年9月28日開催の第3回債権者会議は、同日に開催される第2回債権者会議の続会の終了に引き続いて開催されるものの、事業再生計画案の決議は行わず、平成21年10月下旬(同月29日予定)に事業再生計画案の決議のための第3回債権者会議の続会を開催すること、及び借入金元本返済の一時停止の期間を当該続会の開催日まで延長することについて、承認をお願いする予定となりました。

本件国内社債につきましても、本日付「社債権者集会の結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本日各社債権者集会を開催し、第3回債権者会議の続会の開催予定日である同年10月29日まで、各々その支払を猶予することについて、すでに承認をいただいております。また、本件転換社債につきましても、同年8月27日開催の第2回債権者会議以降、各社債権者から、同年10月29日までその支払を猶予していただくことについて、個別に同意を取得する作業を進めてきております。

そして、平成21年9月中旬に至り、漸く事業再生ADR手続における事業再生計画案及び本件社債の弁済計画等が概ね確定したため、本件社債の弁済計画等につきましては、本件社債の社債権者に対する正式な提案を個別に開始し、事業再生ADR手続における事業再生計画案につきましては、第2回債権者会議の続会にて意見を述べていただくべくこれを手続実施者に提出いたしました。

社債の買入消却の必要性

当社が、事業再生ADR手続において成立を目指している事業再生計画案、及び本件社債の社債権者との間で協議を進めてきた本件社債の基本的な弁済計画は、いずれも、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者に対して当社に対する債務免除をお願いする債権放棄型の計画とはしておらず、あくまで、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者に対して借入金及び本件社債の弁済期間の猶予及び弁済方法の変更をお願いするリスケジュール型の計画とさせていただきます。

もっとも、本件社債の社債権者は、金融機関を中心とするADR対象債権者と異なってその属性も区々であるため、長期かつ分割の額面償還ではなく、額面未満であっても当社による本件社債の買入れを希望する社債権者が少なくない状況にあります。

また、本件社債の一部を額面未満で買入消却した場合は、それによって当社の負債が削減され、買入価格と社債の額面との差額において社債買入消却益が発生するため、当社の財務基盤を早期に健全化することに資するとともに、リスケジュール型の事業再生計画案及び社債弁済計画において弁済期間を短縮することができるため、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者の利益ともなるところです。

そこで、当社としましては、本件社債の社債権者に対して、本件社債の弁済計画等において、長期かつ分割の額面償還という基本的な弁済計画のほかに、当社による本件社債の買入消却というオプションを提案させていただくことが妥当であると判断いたしました。

社債買入資金の外部調達必要性

当社は、上記のとおり事業再生ADR手続の下において事業再生に取り組んでいるものの、外部の事業環境は依然として厳しい状況が続いており、リスケジュール型の事業再生計画案及び社債弁済計画の実現可能性を高めるためには、事業遂行に必要な運転資金を十分に確保しておくことも重要な課題となっております。

このため、当社としては、運転資金を十分に確保しつつ、財務基盤の健全化や債務の弁済期間の短縮に資する規模において本件社債の買入消却を実現するためには、外部から新たな資金調達をすることが必要不可欠な状況にあります。

そこで、当社は、本件社債の社債権者との間の社債弁済計画等に関する協議の中で、本件社債の社債権者が当社による本件社債の買入れを希望する買入価格と買入規模を模索してまいりました。また、これと併行して、主力銀行に対して買入消却資金の支援を要請するとともに、当社がアドバイザー契約を締結した独立した外部アドバイザーを通じて、国内金融機関や国内外の金融投資家、事業会社等多数の候補者とも交渉を重ね、本件社債の買入れのために外部から調達できる資金規模を検討してまいりました。

このような模索、検討を経て、当社は、本件社債の社債権者に対して提案した本件社債の弁済計画等においては、当社において本件社債を特定の買入価格で買入れるというオプションを提案させていただきました。その結果、当社の本件社債の買入資金としては、主力銀行から約6億円超の追加の資金支援を受けられるという見通しであるのに対し、本件社債の社債権者からは、平成21年9月24日までに、買入価格総額で約12億円を超える買入希望を受けるに至っております。

したがって、当社としては、本件社債の社債権者からの買入希望に応じて本件社債の一部の買入れを行うには、その資金として、少なくとも約6億円の追加の資金調達が必要であることとなります。

第三者割当増資による調達の必要性

当社が本件社債の買入資金を調達する方法としては、前述のとおり、主力銀行を含む多数の資金提供候補者と交渉を重ねてきており、直接金融・間接金融を問わず各種の資金調達を検討してきたところです。

しかし、当社は、現在、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでいる状況にあるため、間接金融によって多額の資金を調達することは非常に困難な状況にあります。加えて、すでに本件社債の買入資金の一部は、ADR対象債権者である主力銀行からの借入金によって賄うこととしておりますので、これ以上に間接金融によって資金を調達して負債を増加させることは、事業再生計画案及び本件社債の弁済計画に悪影響を及ぼし、ADR対象債権者及び社債権者に不利益となるおそれがあります。そこで、さらなる資金調達は、間接金融によってではなく、増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

また、増資の形態としては、第三者割当増資のほかに公募増資も考えられるところですが、調達規模からみて、公募増資によって調達するのは困難であり、より迅速かつ確実な調達が見込める第三者割当増資によって行うのが適切であると判断いたしました。

以上の理由から、当社としましては、本件社債の買入れのために必要な追加資金を、第三者割当増資によって調達することが必要かつ適切であると判断しております。

(注2) 割当先の選定理由について

本第三者割当増資における各割当先の選定理由は、以下の通りです。なお、各割当先につきましては、反社会的勢力と一切関係がないことを確認しております。

王厚龍氏について

本第三者割当増資の割当予定先である王厚龍氏(以下「王氏」といいます。)は、正龍グループを構成する複数の会社の実質的なオーナーであり、そのうち数社の代表取締役を務めております。正龍グループは、大阪を地盤とする不動産関連企業を中心とする企業グループであります。

当社は、外部アドバイザーを通じ、王氏以外にも、多数の資金提供候補者との間で交渉を重ねてまいりましたが、他の資金提供候補者からの提案は、事業再生ADR手続における事業再生計画案の成立後の発行決議を前提とする提案、新株予約権等による資金調達の実現可能額及び時期が不透明である提案、転換価額修正条項付転換社債等の株価の下落又は大幅な株式の希釈化によって既存株主に大きな不利益をもたらすおそれのある提案でありました。この点、王氏の提案は、第三者割当増資という一定の資金調達額が確実に見込めるものであるだけでなく、事業再生計画案の成立前に発行決議を行い、事業再生計画案の成立の直後に払込みを行うというものですので、当社にとってはもちろん、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者にとっても、より望ましい提案であると判断しております。

王氏は、当社との事業シナジーをも展望し、中長期的視点にたった投資を目的として本第三者割当増資を引き受けるものであり、王氏の保有する他の上場株式と同様に、当社の株式を中長期的に保有する方針としております。また、大阪を地盤とし、当社の保有する不動産物件について一定の理解を有しているほか、正龍グループにて収益物件の取得及び運用、海外での分譲事業を手掛けているため、不動産関連事業特有のビジネスモデルへの理解も有しております。そのため、当社としても、王氏からは、株主としての観点に加えて、事業家としての観点からも、当社の事業再生及び企業価値向上に資する助言を得られるものと期待しております。

また、王氏は、当社経営陣による本第三者割当増資の引受けについても前向きに理解しており、当社経営陣と協調的かつ友好的に当社の事業再生及び企業価値向上の実現を図る姿勢でありますので、この点からも望ましい引受先であると判断しております。

今後の業務提携については、方針を協議しておりませんが、既存の個別物件については、共同事業化の検討を視野に入れております。正龍グループの企業において、収益物件の取得及び運用、海外での分譲事業等を手掛けていることから、今後の協議によって、個別物件の共同事業化等により事業シナジーを追求することも可能であると考えております。

王淑華氏について

王淑華氏は王氏と婚姻関係にあります。王氏のビジネスパートナーとして、正龍グループにおける複数の会社の取締役を務めており、王氏と同様、長年の幅広い業務経験からの助言を得られるものと想定しております。また、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と同一の意向であることを確認しております。

株式会社三愛ハウジングについて

正龍グループにおいて、不動産の売買、仲介、賃貸、管理及びコンサルティング事業を営んでおります。王氏が筆頭株主であることから、実質的に王氏の支配下にあり、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と実質的に同一であります。

塚本アセットマネジメント株式会社について

正龍グループにおいて、株式等、有価証券の取得、保有、運用及び売買、並びに不動産の売買、賃貸及び管理事業を営んでおります。王氏が大株主となっている他のグループ会社が筆頭株主であるほか、王氏が代表取締役を務めていることから、実質的に王氏の支配下にあり、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と実質的に同一であります。

株式会社正龍アセットマネジメントについて

正龍グループにおいて、土地・建物の売買、賃貸借、委託管理業務、古物商の営業を営んでおります。王氏が大株主となっている他のグループ会社が筆頭株主であるほか、王氏が代表取締役を務めていることから、実質的には王氏の支配下にあり、中長期的に保有する方針、投資の目的等については、王氏と実質的に同一であります。

当社経営陣について

直江啓文、伊藤貴俊及び寺内孝春は、いずれも当社の取締役であり、長年に亘って当社の経営に携わっております。今後は、当社の事業再生及び企業価値向上の早期実現のために引き続き中心的な役割を担う予定であり、本第三者割当増資を引き受けることにより、当社経営に対する更に強いコミットメントを示すものであります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込拠出金(円)	払込期日
5,000	2,500	1株	平成21年10月30日	-	平成21年10月30日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 上記株式を割当てた者から申し込みがない株式については失権いたします。
- 3 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 4 申込方法は、下記申込取扱場所に申込むものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 5 発行条件等の合理性

発行価格の算定根拠

本第三者割当増資においては、本第三者割当増資の募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日までの3か月間(平成21年6月25日から同年9月24日まで)の株式会社ジャスダック証券取引所JASDAQ市場における当社株式の普通取引の終値の単純平均値である5,343円を参考として、新株式の発行価格(募集株式の払込金額)を約6.4%ディスカウントした5,000円といたしました。

新株式の発行価格は、募集事項の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日の終値からは、約22.1%、過去1か月間の終値の単純平均値からは約34.5%、過去6か月間の終値の単純平均値からは約17.8%ディスカウントした価格となります。この点、JASDAQ市場における当社株式の株価及び出来高は、平成21年8月下旬以降になって現在まで過去には見られなかった極めて大きな変動を続けており、急激な変動を生じた後である過去1か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定し、又は取締役会決議日の直前取引日の株価という一次的な株価を参考として発行価格を算定するのは妥当でないと考えます。また、平成21年6月22日付「事業再生ADR手続及び今後の事業再生への取り組みに関するお知らせ」にてお知らせしました通り、当社は平成21年6月22日に事業再生ADR手続の利用申請という投資家の投資判断への影響が特に大きいと思われる事項を行っており、過去一定期間の平均の株価を参考とするとしても、事業再生ADR手続開始後の期間の株価によるのが妥当であると考えます。そこで、当社としては、過去3か月間の平均の株価を参考として発行価格を算定することが最も合理性が高いものと判断いたしました。

発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新株式の発行数量(募集株式の総数)は普通株式94,000株ですので、現在の当社の発行済株式総数の51.66%、総議決権数でも51.68%に相当し、当社株式に少なくない希釈化を生じることになります。

しかし、本第三者割当増資により調達する資金は、前述の通り本件社債の買入資金に充当されるところ、当社において本件社債の一部を額面未済で買入れることは、前述の通り、事業再生ADR手続の下で事業再生に取り組んでいる当社にとって、当社の財務基盤を早期に健全化することに資するとともに、リスケジュール型の事業再生計画案及び社債弁済計画において弁済期間を短縮することができるため、ADR対象債権者及び本件社債の社債権者の利益ともなるところです。すなわち、本第三者割当増資による資金調達によって本件社債の買入れを実現することは、ひいては当社の株式価値を高め、既存株主をはじめとする一般投資家の利益にも資するものであると考えております。

確かに、本第三者割当増資によって当社株式が希釈化され、一時的には既存株主の負担が生じることは避けられないところですが、しかし、当社の事業再生ADR手続の下で、すでに当社の金融債権者及び社債権者には、長期の弁済期間の猶予及び弁済方法の変更という負担をお願いしているところですので、本第三者割当増資による当社株式の希釈化率に鑑みると、既存株主の被る一時的な負担は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

また、本件社債の社債権者に提案した買入価格は、本件社債の社債権者との間で慎重な交渉を重ねてきた結果を踏まえた適正な価格であり、かかる買入価格の下で当社による本件社債の買入れを希望している社債権者の買入価格の総額は12億円を超えておりますので、本第三者割当増資によって調達する資金の総額は、本件社債の買入資金に充当するという目的に照らしても必要な限度を超えておりません。

したがって、本第三者割当増資における新株式の発行数量及び本第三者割当増資による当社株式の希釈化の規模は、十分な必要性と合理性があるものと判断いたしました。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社日本エスコ 管理部	大阪市中央区伏見町4丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 堂島支店	大阪市北区堂島1丁目6番20号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
470,000,000	22,500,000	447,500,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税及び手数料は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額447,500,000円は、その全額を、本件社債の社債権者からの希望に応じて本件社債の一部を買い入れるうえでの買入代金の一部に充当する予定であります。

買入代金の支払は、当社による本件社債の買入れを希望した社債権者との間で買入契約を締結し、事業再生ADR手続における事業再生計画案の決議が成立した後速やかに行うことを予定しておりますが、具体的な支払時期は、本件社債の買入れを希望した社債権者との間の協議のうえ、これらの社債権者との間の買入契約において確定させる予定であります。

本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の買入代金の一部に充当することは、前述の通り、当社による本件社債の額面未満での買入れを希望する社債権者の選択を実現するとともに、事業再生ADR手続の対象たる金融機関及び長期・分割の額面償還を希望する社債権者に対する弁済期間を短縮し、かつ当社の財務基盤を早期に健全化して事業再生計画案及び社債弁済計画案の実現可能性を高めるものと考えております。

したがって、本第三者割当増資によって調達する資金を本件社債の買入代金の一部に充当することには、十分な合理性があるものと判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

組込情報である第14期有価証券報告書の提出日(平成21年3月27日)以降、本有価証券届出書(平成21年9月25日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

<平成21年3月30日提出の臨時報告書>

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 有限会社コンステレーション・ワン

住所 大阪市中央区谷町一丁目3番12号

代表者の氏名 清算人 國方 麻吏

資本金 403百万円

事業の内容 不動産企画販売業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当社の所有する議決権の数

異動前 8,060個

異動後 -

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100.0%

異動後 -

(3) 異動の理由及びその年月日

異動の理由 清算終了

異動年月日 平成21年3月30日

<平成21年4月27日提出の臨時報告書>

特別損失の発生

当該事象の発生年月日

平成21年4月23日及び24日

当該事象の内容

当社が保有するドレスナー銀行・日経平均連動型・ユーロ円債(券面総額1,000百万円)及びマルチコーラブル・日経平均連動型・ユーロ円債(券面総額500百万円)を売却いたしました。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象により平成21年12月期において、連結・個別とも投資有価証券売却損1,144百万円を特別損失として計上する予定であります。

<平成21年6月19日提出の臨時報告書>

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

(主要株主でなくなるもの)

タワー投資顧問株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 23,200個

異動後 14,661個

総株主の議決権に対する割合

異動前 12.8%

異動後 8.1%

- (3) 当該異動の年月日
平成21年 6月18日
- (4) その他の事項
- | | |
|---------------------|----------------|
| 本報告書提出日現在の資本の額 | 3,808,403,008円 |
| 本報告書提出日現在の総株主の議決権の数 | 181,883個 |

<平成21年 7月13日提出の臨時報告書>

主要株主の異動

- (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称
(主要株主でなくなるもの)
名 称 ゴールドマン・サックス・インターナショナル
常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社
- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主の議決権に対する割合
- | | |
|----------------|---------|
| 当該主要株主の所有議決権の数 | |
| 異動前 | 49,350個 |
| 異動後 | 192個 |
| 総株主の議決権に対する割合 | |
| 異動前 | 27.12% |
| 異動後 | 0.10% |
- (3) 当該異動の年月日
平成21年 6月30日
- (4) その他の事項
- | | |
|---------------------|----------------|
| 本報告書提出日現在の資本の額 | 3,808,403,008円 |
| 本報告書提出日現在の総株主の議決権の数 | 181,883個 |

2 事業等のリスクについて

組込情報である第14期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成21年 9月25日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がございました。追加となった箇所は_____ 罫で示しております。

(3) 継続企業の前提に関する重要な疑義について

当社グループは、当第2四半期連結会計期間において不動産市況の更なる悪化による予想を上回る販売不振の影響を受け、たな卸資産評価損3,937百万円を売上原価に計上したこと等により、3,940百万円の営業損失、4,343百万円の経常損失を計上し、加えて、賃貸用不動産の減損損失2,005百万円を特別損失として計上したため、7,830百万円の四半期純損失を計上しました。また、物件の売却による資金回収が思うように進まなかったことに加え、資金調達が困難な状況にあったことから、借入金43,493百万円の返済が困難な状況にあり、加えて、平成21年 6月26日を償還期限とする第2回無担保社債5,000百万円を償還することができず、それに伴い、当社が発行しております第1回無担保社債3,000百万円、第11回無担保社債2,850百万円、第12回無担保社債570百万円および平成21年 7月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債3,325百万円の各社債についてもそれらの社債要項および諸契約に基づき、期限の利益を喪失しております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループといたしましては、このような状況を打開し、事業再生に向けた強固な収益体質の確立と抜本的な財務体質の改善を図るべく、事業再生ADR手続を利用することといたしました。

当社は、事業再生ADR手続の取り扱い団体である、法務省及び経済産業省より認定を受けている事業再生実務家協会（以下「JATP」という。）に対して、平成21年 6月22日、事業再生ADR手続利用についての申請を行い、同日受理され、同日付で、JATPとの連名で全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書（借入金元本返済の一時停止等）」を送付しました。

また、平成21年 7月3日開催の「第1回債権者会議」において、全お取引金融機関に事業再生計画の概要及び借入金元本返済の一時停止についての同意（追認）についてのご承認を頂いております。

さらに、当社は、事業の継続に欠くことのできない資金にあてるためにすでに調達を行なっている2,514百万円の借入に加え、平成21年9月28日予定の事業再生計画案の決議までの間に調達する予定の1,500百万円を上限とする借入に関し、当該借入れに係る債務については優先弁済権を付与すること等についても、全お取引金融機関よりご承認を得ております。

これまでどおり事業活動を行いながら、迅速に有利子負債につき当事者間の話し合いをベースとして解決する事業再生ADR手続の利点を活用し、公正中立な立場からJATPより調査・指導・助言をいただき、上場維持を前提として、借入金に関わる全お取引金融機関と弁済スケジュールの変更を含めた事業再生計画案の協議を行ってまいります。同計画案については、平成21年9月28日開催予定の債権者会議にて、全お取引金融機関の合意による成立を目指してまいります。

その後、平成21年8月27日付「事業再生ADR手続の進捗状況及び事業再生ADR手続のスケジュール変更に関するお知らせ」にてお知らせしました通り、ADR対象債権者及び社債権者の各種の意見を可能な限り勘案・反映した内容で事業再生計画案を確定させるためになお暫くの時間を要する見通しとなったため、平成21年8月27日開催の事業再生ADR手続の第2回債権者会議におきましては、同年9月28日に第2回債権者会議の続会を開催することについて承認をいただきました。このため、平成21年9月28日開催の第3回債権者会議は、同日に開催される第3回債権者会議の続会の終了に引き続いて開催されるものの、事業再生計画案の決議は行わず、平成21年10月下旬(同月29日を予定)に事業再生計画案の決議のための第3回債権者会議の続会を開催すること、及び借入金元本返済の一時停止の期間を当該続会の開催日まで延長することについて、承認をお願いする予定となりました。

この度の事業再生ADR手続では社債権者は対象とされておりませんが、社債について期限の利益を喪失しており、第2回無担保社債および第1回無担保社債については平成21年7月15日に社債権者説明会ならびに同年7月22日に社債権者集会を開催し、事業再生ADR手続における取引金融機関に対する借入金元本返済の一時停止と同様、同年9月28日まで、支払を猶予いただくことをご承認いただき、平成21年7月30日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債についても同年7月23日に社債権者説明会を開催し、支払を猶予いただくことについて、各社債権者から個別に同意を取得する作業を進めてまいりました。その後、同年9月25日に各社債権者集会を開催し、第3回債権者会議の続会の開催予定日である同年10月29日まで、各々その支払を猶予していただくことを予定しており、転換社債につきましても、同年8月27日開催の第2回債権者会議以降、各社債権者から、同年10月29日までその支払を猶予していただくことについて、個別に同意を取得する作業を進めてきております。

そして、平成21年9月中旬に至り、漸く事業再生ADR手続における事業再生計画案及び本件社債の弁済計画等が概ね確定したため、各社債の弁済計画等につきましては、社債権者に対する正式な提案を個別に開始し、事業再生ADR手続における事業再生計画案につきましては、第2回債権者会議の続会にて意見を述べていただくべくこれを手続実施者に提出いたしました。

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第2四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続き特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社日本エスコン
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 小林 昌敏 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鳥居 陽 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第2四半期連結会計期間においても重要な経常損失及び四半期純損失を計上し、借入金の一部について返済が困難な状況にあり、加えて、社債についても期限の利益を喪失したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成21年7月17日に子会社株式を譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 昌 敏

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法(イ)有形固定資産」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 昌 敏

業務執行社員 公認会計士 鳥 居 陽

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコン及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度において経常損失及び重要な当期純損失を計上し、シンジケートローンの財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小 林 昌 敏
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法(1)有形固定資産」に記載されているとおり、会社は、当事業年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月27日

株式会社 日 本 エ ス コ ン
取 締 役 会 御 中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 小 林 昌 敏
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 鳥 居 陽

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本エスコンの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本エスコンの平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において経常損失及び重要な当期純損失を計上し、シンジケートローンの財務制限条項に抵触しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。